

お知らせの タイトル	<b>当協議会に寄せられた多面的機能支払交付金に係る主な問い合わせについて</b>
概 要	当協議会では、多面的機能支払交付金に係る市町村等関係機関及び活動組織等からの問い合わせに対応しているところです。令和4年10月から令和5年3月までの問い合わせの主なものについて下記のとおりとりまとめましたので、今後の適切な執行の参考として下さい。

項目	問合せ内容	対応(案)
活動関連	<p>水路の工事を予定しているが 200 万を超える場合はどのような手続きが必要ですか (素掘り水路からコンクリート水路への更新を考えています)</p>	<p>長寿命化の場合、これに係る工事費は原則 200 万円未満ですが、山形県では、水路・農道は 500 万円未満、ため池は、受益面積に応じ、500 万円未満(受益面積 2ha 未満)、800 万円未満(受益面積 2ha 以上)と上限額を設定しています。 但し、200 万円を超える場合は、長寿命化整備計画書を作成し、県の技術的指導を受け、市町村の審査・認定を受ける必要があります。 なお、工事実施にあたっては、工事 1 件の考え方に十分留意するとともに、工事費が 200 万円以上となる場合は、他事業の活用も検討して下さい。</p> <p>参照 山形県基本方針 4-(3)及び 4-(4)</p>
	<p>研修会の編集動画を、役所に組織を呼んで視聴しても要件を満たすとの通知があったが、資料の確認などで来所してもらったときでもよいか また、維持と共同(但し、交付金の受領はなし)しか取組んでいない組織は事務と安全の動画だけでよいか</p>	<p>R4.11.8 付けで当協議会の HP に研修会動画を掲載しており、その中で留意点を再掲します。 本動画について下記の要件を満たした場合は、活動組織が研修を受講したものとします。</p> <p>①市町村が管内多面組織と何等かの打合せ等を行う機会を捉えて本動画活用による研修を実施した場合、市町村が確認する。 ②活動組織が独自に本動画を活用して研修を行う場合は、構成員への案内文書、かつ作業日報(活動記録)への記載をもって確認する。</p> <p>なお、維持・共同(但し、交付金の受領はなし)のみの取組組織であっても、共同活動で施設の補修を実施する場合は想定されますので、技術研修の動画も視聴されることをお勧めします。 また、研修に関する要件もありますので留意して下さい。</p> <p>参照 多面的機能支払交付金実施要領 別記 1-2 第 3-1-(1),2-(1) 山形県基本方針 別紙 1 第 1-(1)、別紙 2 第 1-(1)</p>

項目	問合せ内容	対応(案)
活動関連	<p>農用地ではない地元の民地にある水路敷きを新設できるか          なお、水路は水利組合の管轄</p>	<p>土水路から鉄筋コンクリート水路への更新(長寿命化)と思料される。          多面交付金の対象となるのは、水路、農道等施設を含む一団の農用地です。          また、多面的機能支払交付金を活用して実施する場合は、活動計画に位置付けされている施設が対象となります。          以上より、農用地でない民地、水利組合が管理している施設であることから、多面交付金の対象とはならない。</p> <p>参照          多面的機能支払交付金実施要綱 別紙2の第3          多面的機能支払交付金実施要綱 別紙2 第4の2</p>
	<p>多面の活動年数について          活動期間は原則5年ですが、延長することは可能か          可能な場合どのような手続きが必要か</p>	<p>多面の活動期間は原則5年間ですが、事由によっては延長も可能となる場合がありますので、市町村又は県にご相談して下さい。          なお、延長可能となった場合は、下記の活動手引きにより、所定の手続きをして下さい。</p> <p>参照          多面的機能支払交付金実施要領 第1の4-(1)          R4.7月 多面的機能支払交付金の活動の手引き P30</p>
	<p>水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援について          令和6年度から上記活動を計画しているが、多面実施要綱に対象農用地面積(共同)の田面積全体の5割以上が要件となっているが、この場合の対象面積は認定農用地面積かそれとも交付金対象面積か          また、認定年度がR1~R5までの5年間であるため、仮に令和5年度に取組んで面積要件をクリアできない場合、加算金については全て返還となるのか          多面の交付金から田んぼダムの機材及び設置に係る費用について支出することは可能か。</p>	<p>対象面積は、交付金対象面積である。          田んぼダムの取組要件(5割以上)については、取組の最終年度時点で達成していることが必要であることから、確実に目標達成が見込まれる場合は、最終年度での取組も可能と思料するが、再認定後に取組むことをお勧めします。          いずれの場合でも、所定の手続きを行ってから取組んで下さい。</p> <p>田んぼダムの資材としては、①排水柵、②調整板が考えられますが、①については長寿命化の給排水施設、②については共同活動の水田の貯留機能向上活動に位置付けることにより、交付金からの支出が可能です。</p> <p>参照          多面的機能支払交付金実施要綱 第4の2、別紙2 第3及び第9          山形県基本方針 別紙3 第2-(1)-4)-108,109          山形県基本方針 別紙2 第2-(2)-2)-エ-48          R4.7月 多面的機能支払交付金の活動の手引き P28</p>
	<p>遊休農地にひまわりを植えてもよいか</p>	<p>遊休農地に景観作物のひまわりを植栽することは可能</p> <p>参照          山形県基本方針 別紙2 第2-(2)-2)-ウ-45</p>

項目	問合せ内容	対応(案)
交付金関連	<p>交付金の持越しについて</p> <p>多面の活動年度期間は令和 1 年度～令和 5 年度で終了となりますが、令和 6 年も継続する予定の組織については令和 5 年度の残額を令和 6 年度に持越しすることができますか</p>	<p>問合せの状況であれば、交付金の持越しができますが、持越しした交付金は令和 6 年度使用予定のものに限ります。</p> <p>また、交付金の持越しにあたっては必要な手続きを行って下さい。</p> <p>参照          多面的機能支払交付金実施要領 第 1 の 11          多面的機能支払交付金実施要領 第 2 の 14</p>
	<p>草刈等の実践活動で使用するヘルメットを購入してもよいか</p> <p>なお、保管場所は個人宅か公民館を想定しており、賃借料は発生しません。</p>	<p>多面的機能支払交付金で購入することができます。</p> <p>国のパンフレットの「安全のしおり」や「直営施工のすすめ」においても、作業中はヘルメットや防護メガネ、手袋などを着用するよう記載されております。</p> <p>また、近年、草刈等の実践活動において事故が多発している状況にあることから、安全管理を徹底したうえで実践活動を行うことに努めて下さい。</p>
	<p>交付金の返還について</p>	<p>宅地転用、公共事業等に伴う交付金の返還についての問合せがありますが、個々の事情によっては返還が免除される場合もありますので、市町村又は県へご相談して下さい。</p> <p>参照          多面的機能支払交付金実施要領 第 1 の 15          多面的機能支払交付金実施要領 第 2 の 19</p>